

静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第24号

静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則（昭和34年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後														
別表（略）					別表（略）														
種	類	細	目	単	位	金	額	種	類	細	目	単	位	金	額				
1	分析	(1)	定性	(略)				1	分析	(1)	定性	(略)							
				イ	機器による分析	(ア)～(カ)	(略)					(略)	(略)	イ	機器による分析	(ア)～(カ)	(略)	(略)	(略)
						(キ)	フーリエ変換赤外分光法分析					(略)	(略)			(キ)	フーリエ変換赤外分光法分析	(略)	(略)
						(ク)～(ケ)	(略)					(略)	(ク)～(ケ)			(略)	(略)	(略)	
(略)				(略)															
	(2)	定量	分析	ア	水質分析	(略)	(略)	(2)	定量	分析	ア	水質分析	(略)	(略)					
				(ア)	濁度、透視度、色度、水素イオン濃度（pH）、比重（浮力法）、導電率、酸素消費量又はアルカリ消費量						(ア)	水素イオン濃度（pH）、酸素消費量又はアルカリ消費量							
				(イ)	比重（比重瓶法）、アンモニウムイオン又は亜硝酸イオン						(イ)	アンモニウムイオン又は亜硝酸イオン							
				(ウ)	全硬度、溶存酸素、塩素						(ウ)	全硬度、溶存酸素、塩素							

		イオン、リン酸イオン、シリカ、カルシウム、マグネシウム、鉄、 <u>クロム酸</u> 又は <u>はよう素消費量</u>	(略)	(略)
		(エ) <u>懸濁物質</u> 、 <u>浮上物質</u> 、全蒸発残留物、溶解性蒸発残留物、強熱残留物、ノルマルヘキサン抽出物質又はフェノール類	(略)	(略)
		(オ)～(ク) (略)	(略)	(略)
		(略)		
(略)				
3 木材	(略)			
工業に関する試験	(3) 製品試験	ア 家具試験 (7) <u>剛性試験</u> 、 <u>安定性試験</u> 、 <u>棚板試験</u> 、 <u>鉛直荷重試験</u> 、 <u>引き手試験</u> 又は <u>引き出し試験</u>	(略)	(略)
		(イ)～(カ) (略)	(略)	(略)
		(略)		

		イオン、リン酸イオン、シリカ、カルシウム、マグネシウム、鉄又は <u>はよう素消費量</u>	(略)	(略)
		(エ) <u>懸濁物質</u> 、 <u>全蒸発残留物</u> 、 <u>溶解性蒸発残留物</u> 、 <u>強熱残留物</u> 、 <u>ノルマルヘキサン抽出物質</u> 又は <u>フェノール類</u>	(略)	(略)
		(オ)～(ク) (略)	(略)	(略)
		(略)		
(略)				
3 木材	(略)			
工業に関する試験	(3) 製品試験	ア 家具試験 (7) <u>座面耐衝撃性試験</u> 、 <u>背もたれ耐衝撃性試験</u> 、 <u>ひじ耐衝撃性試験</u> 、 <u>水平面への耐衝撃性試験</u> 、 <u>落下試験</u> 、 <u>安定性試験</u> 、 <u>棚板試験</u> 、 <u>鉛直荷重試験</u> 、 <u>引き手試験</u> 又は <u>引き出し試験</u>	(略)	(略)
		(イ)～(カ) (略)	(略)	(略)
		(略)		

(略)				
6 包装 材料に 関する 試験	包装材料 試験	ア 包装材料試験		
		(ア)～(ウ) (略)	(略)	(略)
		(エ) 衝撃穴あけ 強さ	1 試料 につき	1,100円
		(オ)・(カ) (略)	(略)	(略)
		(キ) 振動試験	1 試料 につき	2,520円
		(ク) 回転六角下 ラム試験	1 試料 につき	3,890円
		(ケ) 衝撃試験	1 試料 につき	1,450円
		(略)		
		(略)		
		(略)		
(略)				
8 製紙 工業に 関する 試験	(2) 紙質 試験	ア 紙質試験		
		(ア)～(コ) (略)	(略)	(略)
		(サ) 裂断長	1 試料 につき	1,770円
		(シ)～(フ) (略)	(略)	(略)
		(ハ) 伸縮度	1 試料 につき	6,110円
		(ホ)・(マ) (略)	(略)	(略)
		(ニ) 透水性	1 試料 につき	1,730円
		(ム)・(メ) (略)	(略)	(略)
		(モ) 繊維組成	1 試料 につき	1,540円
		(ヤ)～(リ) (略)	(略)	(略)
		(ル) 高 ^高 剪断粘度 測定	1 試料 につき	6,090円
		(ロ) 地合測定試 験	1 試料 につき	18,260円
		(レ)・(ロ) (略)	(略)	(略)
		(略)		
		(3) 製紙	ア 抄紙試験	

(略)				
6 包装 材料に 関する 試験	包装材料 試験	ア 包装材料試験		
		(ア)～(ウ) (略)	(略)	(略)
		(エ)・(オ) (略)	(略)	(略)
		(略)		
(略)				
8 製紙 工業に 関する 試験	(2) 紙質 試験	ア 紙質試験		
		(ア)～(コ) (略)	(略)	(略)
		(サ)～(ヒ) (略)	(略)	(略)
		(フ)・(ハ) (略)	(略)	(略)
		(ホ)・(マ) (略)	(略)	(略)
		(ニ)～(モ) (略)	(略)	(略)
		(ヤ)・(ユ) (略)	(略)	(略)
		(略)		
		(3) 製紙	ア 抄紙試験	

及び紙 加工試 験	(ア)・(イ) (略)	(略)	(略)
	<u>(ウ) 小型連続抄 紙試験</u>	1 試料 につき	39,490円
	<u>(エ) (略)</u>	(略)	(略)
	<u>イ 印刷適性試験</u>		
	<u>(ア) I G T</u>	1 試料 につき	3,150円
	<u>(イ) R I</u>	1 試料 につき	3,050円
	<u>(ウ) グラビア</u>	1 試料 につき	6,180円
	<u>ウ (略)</u>		
	<u>エ (略)</u>		
(略)			
(略)			

及び紙 加工試 験	(ア)・(イ) (略)	(略)	(略)
	<u>(ウ) (略)</u>	(略)	(略)
	<u>イ (略)</u>		
	<u>ウ (略)</u>		
(略)			
(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。